

公共工事における入札及び契約の過程並びに 入札参加資格停止等に係る苦情処理手続要領

この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事について、入札及び契約に関する透明性と公正な競争を確保するとともに、「愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱」（昭和63年8月1日制定）の規定による入札参加資格停止、警告又は注意の喚起（以下「入札参加資格停止等」という。）の透明性の向上を図るため、入札及び契約の過程並びに入札参加資格停止等に関する苦情処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1 対象

1 この要領による苦情処理の対象は、以下のとおりとする。

ただし、工事については、県の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が250万円を超えないものを除く。

- (1) 一般競争入札方式による工事（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象工事を除く。）
- (2) 指名競争入札方式による工事
- (3) 総合評価落札方式による工事
- (4) 随意契約による工事
- (5) 入札参加資格停止等

2 政府調達に関する協定の対象工事については、「愛媛県特定調達苦情処理検討委員会設置要綱」に基づく愛媛県特定調達苦情検討委員会により苦情処理を行うものとする。

第2 一次苦情申立て

1 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、以下のとおりとする。

(1) 一般競争入札

当該入札参加資格の確認の結果、参加資格を認められなかったことに対して不服がある者は、工事を発注する部局又は地方機関の長（以下「発注部局の長」という。）に対して参加資格を認められなかった理由についての説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

県において当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、発注部局の長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(3) 総合評価落札方式

当該落札方式により落札者を決定する入札における非落札者のうち、落札者として決定されなかったことに対して不服がある者は、発注部局の長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

(4) 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受け

ている者をいう。)で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、発注部局の長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(5) 入札参加資格停止等

愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱の規定による入札参加資格停止等を受けた者で、当該入札参加資格停止等に対して不服がある者は、知事に対して当該入札参加資格停止等を措置した理由についての説明を求めることができる。

2 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により、発注部局の長等（第2のうち1(1)から(4)までに係る事務にあつては発注部局の長、1(5)に係る事務にあつては知事をいう。以下同じ。）に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載する。(様式自由)

- (1) 第2のうち1(1)に掲げる苦情にあつては、入札参加資格確認通知をした日の翌日から起算して7日(愛媛県の休日定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条に規定する県の機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内
- (2) 第2のうち1(2)に掲げる苦情にあつては、指名業者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内
- (3) 第2のうち1(3)に掲げる苦情にあつては、落札者決定の通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内
- (4) 第2のうち1(4)に掲げる苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内
- (5) 第2のうち1(5)に掲げる苦情にあつては、次に掲げる期間内
 - ア 入札参加資格停止 当該入札参加資格停止の期間内
 - イ 警告又は注意の喚起 当該警告又は注意喚起等のあった日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内

3 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、発注部局の長等は次に掲げる期間以内に書面(以下「回答書」という。)により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

- (1) 第2のうち1(1)から(4)までに係る事務にあつては、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)
- (2) 第2のうち1(5)に係る事務にあつては、苦情申立てを受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)

4 苦情の申立ての却下

発注部局の長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

5 苦情申立てについての教示

苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、この要領における対象工事又は入札参加資格停止等に係るものに限るものとする。

- (1) 一般競争入札方式にあつては、第2のうち1(1)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示する。

- (2) 指名競争入札方式にあつては、第2のうち1(2)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示する。
- (3) 総合評価落札方式にあつては、第2のうち1(3)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示する。
- (4) 随意契約方式にあつては、第2のうち1(4)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示する。
- (5) 入札参加資格停止等にあつては、第2のうち1(5)に掲げる苦情申立てができる旨を通知すること等により教示する。

6 苦情処理手続に係る明示

第2のうち1から3に係る手続については、次のとおり明示するものとする。ただし、この要領により対象となる工事又は入札参加資格停止等に限るものとする。

- (1) 第2のうち1(1)及び1(3)に係る手続については入札説明書等、1(5)に係る手続については入札参加資格停止通知書等に記載する。
- (2) 第2のうち1(2)及び1(4)に係る手続については、発注部局等において閲覧する。

7 苦情処理結果の公表

発注部局の長等は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面及び回答書を、閲覧により速やかに公表するものとする。

第3 再苦情申立て

1 再苦情の申立てができる者及び苦情申立てができる範囲

第2のうち3の回答書を受理した申立者であつて、回答書による説明に不服がある者は、発注部局の長等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情申立ての方法

- (1) 再苦情の申立ては、発注部局の長等から第2のうち3の回答書を受け取った日から7日（休日含まない。）以内に、書面により発注部局の長に対して行うことができるものとする。
- (2) 再苦情の申立てがあつた場合は、発注部局の長等は、速やかに、「愛媛県入札監視委員会設置要綱」により設置される愛媛県入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。なお、委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立書の様式等については、愛媛県入札監視委員会運営要領によるものとする。

3 再苦情申立てへの回答

発注部局の長等は、申立者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日含まない。）以内を目途に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い発注部局の長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情の申立ての却下

発注部局の長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立後7日（休日含まない。）以内にその申立てを却下することができるものとする。

5 再苦情申立てについての教示

第2のうち3の回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

6 苦情処理手続に係る明示

第3のうち1から3に係る手続については、第2のうち3の回答書中に記載して明示するほか、発注部局等における掲示により明示するものとする。

7 再苦情処理結果の公表

発注部局の長等は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び発注部局の長等が回答を行った書面を閲覧により速やかに公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成14年4月22日から施行する。

2 第1のうち1については、当面、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1,000万円を超えないものを対象工事から除外するものとする。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日の前に知事が講じた指名停止措置等については、改正後のこの要領の規定は、適用しない。

附 則

この要領は、平成18年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。